

神奈川県地域自殺対策強化交付金事業

主催：神奈川県弁護士会

相談料無料！

一度に相談できる！

弁護士

精神保健福祉士

臨床心理士

暮らしとこころの相談会

2020年12月19日（土）13:00～17:00開催

「長時間労働でうつ病になった」

「暴力をふるう家族にビクビクしている」

「コロナ不況で生活が成り立たない」

「離婚した方が良いと分かっているが」

「相続で親族ともめて夜も眠れない」

「次の一歩を踏み出す気力がない」

労働

離婚

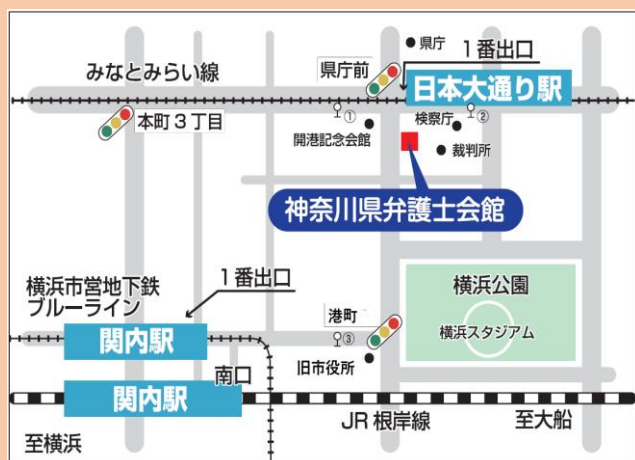
相続

借金

たらい回しにされない！

場所：神奈川県弁護士会館1階

申込み先・お問合せ先



〒231-0021 横浜市中区日本大通9

みなとみらい線日本大通り駅より徒歩1分

JR・横浜市営地下鉄関内駅より徒歩10分

ご予約・お問合せは、神奈川県弁護士会事務局へ

電話番号：045-211-7705

予約受付：2020年11月25日～12月18日の

平日9時30分～12時、13時～16時30分

※予約の際は、「『暮らしとこころの相談会』予約希望」とお伝えください。

※定員（先着12組）になり次第、受付を終了します。

定員に達しましたらホームページでご案内いたします。

※相談時間は1枠60分です。

※多くの方にご相談の機会を提供するため、本相談会を以前にご利用いただいた方の再度の申込はご遠慮願います。
【ホームページ】

<http://www.kanaben.or.jp/news/event/2020/post-476.html>

